

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、山口県南東部の瀬戸内海沿いに位置し、市域は、沿岸部、内陸部、半島・島しょ部からなり、総面積の半分以上が山林丘陵地で占められています。

空港や新幹線、高速道路等の高速交通網が市域にないことから、製造業等の企業立地は少なく、人口は戦後直後には5万人を超えていましたが、令和2年の国勢調査では30,799人まで減少しています。また、生産年齢人口は、50.2%と低く、高齢化率は39.2%となっており、少子化・高齢化が著しく進行しています。

また、本市の産業は、農業を主体とする第1次産業が中心ですが、就業構造は、第2次産業、第3次産業へと移行してきており、現状では第2次産業の就業者数が少なく、第3次産業が特に多いのが特徴となっています。

中小企業の業況については、依然として厳しい経営環境が続いており、所有している設備の老朽化が生産性向上に対する大きな妨げとなっています。

このような状況に加え、今後ますます進展する少子化・高齢化、人口減少に伴い、さらに厳しい事業環境が想定される中、生産性の高い設備の導入を促し、労働生産性の向上を図ることは、中小企業の発展、地域経済の活性化に大きく貢献するものと考えています。

今後、認定経営革新等支援機関と連携し、広報活動や支援体制の充実を図ることと、本制度の有効活用については中小企業者の労働生産性の向上を図ります。

ア) 事業所数・従業者数の推移（民営）

	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
事業所数	1,915	1,865	1,816	1,832
従業者数	14,273	14,240	13,962	13,902

イ) 事業所の新設・廃業の状況

	平成24年～26年		平成26年～28年		令和元年～令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
新設	219	1,998	188	922	478	2,999
廃業	282	1,815	247	1,292	469	2,556

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に30事業者程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等の全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象とする地域は、柳井市全域とします。

(2) 対象業種・事業

全ての業種・事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としません。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としません。

(3) 市税に滞納がある中小企業の取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としません。

(4) 環境の保全について配慮され、適切な措置が講じられていることを確認します。